

機械の製造者等による機械危険情報の提供の促進

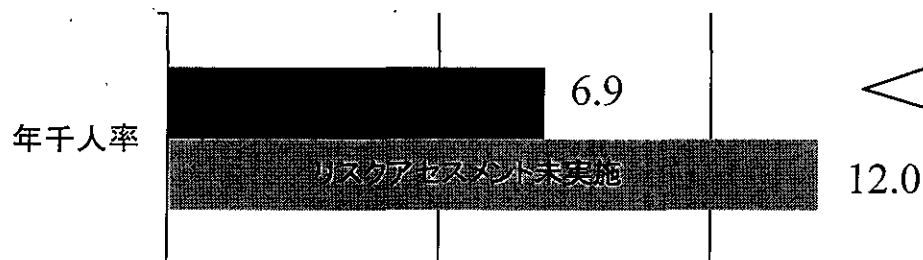
【背景】

- ◇機械災害が全災害の3割弱を占め、重篤な災害も多い。
- ◇機械本体の安全対策により防止できた労働災害も多い。
- ◇リスクアセスメント(RA)の実施による災害防止効果は大きい、4割の事業場ではRA対象の情報の入手が困難とされている。

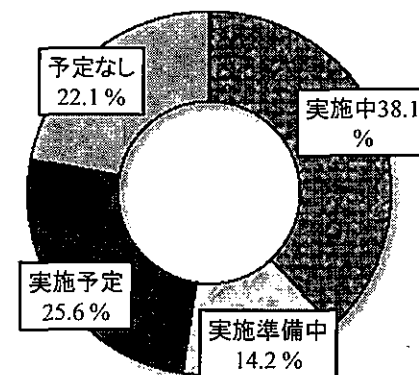
さらに、ユーザーの労働現場で使用する機械は、
○一台の機械で様々な加工等を行う汎用機械として使用されることも多く、その使い方ごとに必要な安全対策が異なることもあるため、メーカーの段階ですべての安全措置を講じておくことが困難
○保守点検等の非定常作業では、危険箇所接近して作業を行う必要があるなど、メーカーの段階で安全措置を講じることが困難

機械譲渡時にメーカーが機械の危険情報をユーザーに提供し、ユーザーが当該情報に基づき、リスクアセスメントを実施し、適切な労働災害防止対策を講じることが必要
(追加の設備対策、労働者への保護具の使用、教育の実施、資格者による取扱いなど)

機械災害防止の一層の推進



RA未実施では、RA実施に比べ災害発生率が約2倍。
一方、今後、RAに取り組もうとするユーザーも多い。



リスクアセスメントの実施状況
50人以上事業場(4214事業場:平成21年)

機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方について

(機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会報告書の概要)

機械メーカー

◎機械ユーザーのリスクアセスメントに必要な機械危険情報を提供する仕組みを確立することが必要

1 提供する情報の内容

□メーカーが保護方策を講じた後に残るリスク情報でユーザーのRAに必要なもの(必須の情報)

危険源、対象作業、危害のほどの情報

□上記以外にユーザー等の使用目的に応じた情報

2 提供方法

◇ユーザーが活用しやすいよう明瞭で一覧できる提供方法

例えば、化学物質MSDSを参考にヒナ型を準備

◇メーカーからの機械譲渡時のほか、ユーザー間の譲渡時、リース業者による貸与時においても、必要な情報を提供することが必要

3 対象機械 労働現場で使用される機械

4 留意事項

リスクアセスメントの取り組みが遅れがちなユーザーの実効性に配慮

○必要な情報の要求
○災害情報の通報

機械ユーザー

双方のリスク
コミュニケーションを促進

機械の危険情報の提供

情報提供の取組を促進するための支援方策

○機械の危険情報を適切に作成・提供するためのガイドライン、好事例の提供

○メーカー・ユーザーの人材の育成

○機械危険情報の作成に資する機械災害情報のデータベースの構築 など

☆当該情報を活用したリスクアセスメントの実施を促進

(法第28条の2)

機械発注時にメーカーに対し、必要な情報を要求することが効果的